

名家連ニュース

平成30年3月30日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 516号

厚労省 障害保健福祉関係全国主管課長会議資料抜粋 ②

障害者の地域生活への移行等について

《自立生活援助の創設について》

障害者総合支援法の改正により創設される「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスである。

都道府県並びに市町村におかれては、平成30年4月施行に向けて、2月21日付け事務連絡でお示した留意点を参考に、事業者の指定や支給決定の実施、管内の事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めていただくようお願いする。

《地域相談支援の拡充について》

地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、平成24年4月から施行されているところであるが、利用実績は障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移している。

このため、平成30年度報酬改定においては、地域相談支援を活性化し、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を更に促進するため

【地域移行支援】

- ・地域移行実績や専門職の配置、施設や精神科病院との緊密な連携を評価する新たな基本報酬を設定
- ・障害福祉サービスの体験利用加算における初期の業務量を評価する見直し
- ・精神科病院への入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするための通知改正

【地域定着支援】

深夜（午後10時から午前6時までの時間）における電話による相談援助を評価する新たな緊急時支援費の設定等を行うこととしている。

地域相談支援を活用している都道府県並びに市町村におかれては、引き続き、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進に努めていただきたい。

また、地域相談支援の実績がない若しくは低調な都道府県並びに市町村におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行を着実に進めるため、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むようお願いする。

《精神障害者地域移行特別加算の創設について》

グループホーム又は宿泊型自立訓練において、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うことを評価する「精神障害者地域移行特別加算」を平成30年度から創設することとしている。

